

[事案 2020-179] 契約無効請求

・令和3年4月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約前に募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に契約した個人年金保険について、契約前に募集人から、「2年経過すれば解約しても損することなく保険料が戻る。」と虚偽の説明を受けたことから、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、解約返戻金が払込保険料合計額を下回ることがあることを提案書で丁寧に説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に虚偽の説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。